

長与町農業委員会議事録

令和6年4月25日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えております。

長与町農業委員会

令和6年4月農業委員会総会

1. 日時 令和6年4月25日（木） 9時30分から12時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（11名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和	8番 池田 八千代
	9番 山口 和幸	10番 柿本 透	11番 山口 多美子
	12番 山中 庄八郎		

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（8名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
7番 谷口 勝久	8番 尾崎 勝文	

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	9番 山口 和幸	12番 山中 庄八郎
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農用地利用集積計画について		
第4	第3号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請について		

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 昇
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主事	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員11人全員の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人全員の出席でございます。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和6年4月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。9番 山口 和幸 委員、12番 山中 庄八郎 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が3件。

第2号議案 農用地利用集積計画が5件

第3号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請が1件

報告事項は 行事報告を予定しております。

では、日程第2 提出された議案の審議に入ります。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。

それでは1件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。

資料につきましては、No.1をご参照ください。集成図です。1件目です。

整理番号 5

申請地につきましては、別紙となっておりますので、2ページをご覧ください。

申請地 長与町本川内郷（地番） 地目 畑 面積 2,039m² 以下27筆です。

27筆合計 34,674m²です。

農地区分は、農用地 区域内が21筆、農用地 区域外が6筆となっています。

再度1ページをご覧ください。

申請者は、

使用貸人が、長与町本川内郷（地番） （氏名）

使用借人が、長与町本川内郷（地番） （氏名）

申請目的は、使用収益権の設定です。期間は10年間となっております。

備考欄に記載のとおり、貸人の（氏名）は農業者年金の受給者です。平成11年に息子である（使用借人）へ農地法の第3条で使用貸借を結び経営移譲年金の受給を開始しております。現在、（使用貸人）のお孫さんが新規就農者となる準備を行っておりますが、現在の状況で（使用貸人）とお孫さんが使用貸借を結ぶと、（使用貸人）の年金が支給停止となります

ので、支給停止とならないよう事前に再設定をするものです。耕作地は、32,424m²、労働力は1人です。本川内郷にある農地は、すべて都市計画区域外、斎藤郷にある農地は、市街化調整区域となります。土地の所在は、3ページから7ページまでとなっておりますのでご確認ください。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
尾崎 勝文 推進委員

推進委員 ここは農地とはいえ、ほとんど耕作していないんですが、大丈夫なんでしょうか。
8番

事務局 問題ありません。

議長 他にありませんか。
5番 渡邊 章三 委員

5番 お孫さんが農地を受け継ぐと、農業者年金が止まるんでしょうか。

事務局 現状のままだと、(使用貸人)からお孫さんが土地を借りる形になり、(使用貸人)の収益として計上されてしまうため、経営移譲年金の支給停止事由に該当してしまいます。今回、そうならないように事前に手続きを踏む意味での申請となります。

議長 他にご意見・質問はありませんか

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続きまして2件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2件目です。8ページをご覧ください。

整理番号 6

申請地 長与町本川内郷（地番） 地目 畑 面積 718m² 以下2筆です。

2筆合計 1,057m²です。

農地区分は、すべて農用地 区域内となっています。

申請者は、

譲渡人が、長与町本川内郷（地番） （氏名）

譲受人が、長与町本川内郷（地番） （氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、申請地は、当事者間で令和5年11月まで貸借を行っていた土地を売買により譲渡するものです。

譲受人の耕作地は、35,967m²、労働力は4人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。図面の左側に（施設名）がございます。（施設名）の北東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、10ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

池田 洋祐 推進委員

推進委員 はい、説明を行います。4月15日、午後4時から水谷会長、崎山委員、柿本委員、池田委員、それと事務局職員のお2人と行政書士、それと私8名で現地を確認いたしました。今説明がありましたように、この園地につきましては既に貸借関係でもって柑橘栽培を行っておりました。しかし、（譲渡人）が高齢、それと体調不良等により、売買をするという状況になっております。現地は、確認しましたところ管理も行き届いており、柑橘栽培をこれからも十分やっていける園地になっております。何ら問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柿本 透 農業委員

10番

説明をいたします。今、池田委員さんのほうから報告がありましたように、4月15日に現地確認をいたしております。この土地は20年前ぐらいから譲受人が借受け、基盤整備をして柑橘栽培をされていたところでございます。今も一生懸命されてる方ですので問題ないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続きまして3件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

3件目です。11ページをご覧ください。

整理番号 7

申請地 長与町斎藤郷（地番） 地目 畑 面積 945m² 以下2筆です。2筆合計2,678m²です。農地区分は、（地番）が農用地 区域外、（地番）が農用地 区域内となっています。

申請者は、

使用貸人が、長与町斎藤郷（地番） （氏名）

使用借人が、長与町斎藤郷（地番） （氏名）

申請目的は、使用貸借権の設定です。期間は20年間となっております。

備考欄に記載のとおり、使用借人は新規就農者であり、使用貸人から土地を借用して就農を開始します。作物はアスパラガスを予定しております。使用借人の耕作地は、0m²、労働力は2人です。市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。次ページをご覧ください。図面の右側に（施設名）がございます。（施設名）付近の、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、13・14ページでご確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

谷口 勝久 推進委員

推進委員
7番

はい。説明を行います。4月15日13時30分から、水谷会長、崎山委員、渡邊委員、事務局職員2名、(使用貸人)と私の7名で現地確認をしました。(使用借人)は(使用貸人)の奥さんで、ハウスを建ててアスパラガスをつくるそうです。(地番)の畑のほうはアスパラガスも植えてあり、ハウスも3棟建っておりましたがまだ骨組みのみでした。また、(地番)の畑のほうは整地中で今年中にはできそうだと言っておりました。夫婦2人で頑張ってやっていくということでした。問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

5番 渡邊 章三 農業委員

5番

はい。今、谷口委員が発表したとおりでございます。もうちょっと付け加えると、(使用借人)が琴海町でアスパラガスの研修を受けているということです。多分アスパラガスも2年後ぐらいにはもうできるだろうということで、今言われた(地名)のほうは埋立てをしないと水が多くて駄目だということで土の搬入をされているようです。申請については別に問題ないと思っております。よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、第2号議案 「農用地利用集積計画について」を審議いたします。事務局から1件目の説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。第2号議案の2ページをお開きください。1件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は

(氏名) 長与町斎藤郷 (地番)

利用権を設定する土地は

所在 斎藤郷 (地番) 地目 畑 面積 888m² 以下2筆
2筆合計 1,362m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は野菜です。期間は、令和6年5月1日から令和7年4月30日までの1年間です。平成21年から借り入れており、今回5回目の更新となります。年間の借賃は2筆で○○円です。なお、10aあたりは○○円となります。

土地の所在を説明します。3ページをご覧ください。図面の左上側に(施設名)がございます。(施設名)の南東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

谷口 勝久 推進委員

推進委員
7番

説明を行います。4月15日13時30分から、水谷会長、崎山委員、渡邊委員、事務局職員2名と私の6名で現地確認をしました。5回目の更新ということで問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

5番 渡邊 章三 農業委員

5番

はい。今、谷口委員が発表したとおりで、継続がもう5回目ということで、別に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は

(氏名) 長与町斎藤郷（地番）

利用権を設定する者の氏名及び住所は

(氏名) 熊本市南区（地番）

利用権を設定する土地は

所在 斎藤郷（地番） 畑 面積 2,742m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は 野菜です。期間は、令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間です。平成23年から借り入れており、今回3回目の更新となります。年間の借賃は〇〇円です。なお、10aあたりは〇〇円となります。

土地の所在を説明します。5ページをご覧ください。図面中央に（施設名）がございます。（施設名）の西側に位置した赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

谷口 勝久 推進委員

推進委員
7番

説明を行います。4月15日、13時30分から水谷会長、崎山委員、渡邊委員、事務局職員2名と私の6名で現地確認をしました。野菜を作っており、（賃借人）が3回目の更新と

ということで問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。
5番 渡邊 章三 農業委員

5番 はい。今、谷口委員が言われたとおりで、3回目ということで問題はないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、3件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、3件目です。次ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は
(氏名) 長与町岡郷 (地番)
利用権を設定する者の氏名及び住所は
(氏名) 福岡県春日市 (地番)
利用権を設定する土地は
所在 長与町岡郷 (地番) 地目 畑 面積 981m²
所在 長与町岡郷 (地番) 地目 畑 面積 2,264m²のうち1,052m²
2筆合計 3,245m²のうち2,033m²です。
利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名はみかんです。期間は、令和6年5月1日か

ら令和11年4月30日までの5年間です。平成25年から借り入れており、今回3回目の更新となります。

土地の所在を説明します。7ページをご覧ください。図面左側に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

尾崎 勝文 推進委員

推進委員 8番 説明をいたします。4月15日午後2時20分より、水谷会長、崎山委員、山口委員、事務局の山崎さん、竹中さんと私の6名で現地確認を行いました。現地は以前より柑橘栽培が行われていました。先ほど事務局の説明では3期目と言われましたが、昨年までは同地区的〇〇さんが、（使用貸人）より借受けられて栽培されていましたが、今年度より（使用借入）が借受けられるということでした。柑橘栽培を行われるとのことでしたが、園地につきましては少し草が生えて防風林がかぶっている状況でしたが、（使用借入）は仕事熱心な方なのでそこは問題ないと思われます。すぐそばにも（使用借入）の畑があることですし何の問題もないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

11番 山口 多美子 農業委員

11番 今、尾崎さんが言われたように4月15日に現地確認をしました。以前は〇〇さんが借りられて作られていて、今回から（使用借入）が作られるという説明を受けております。（使用借入）は熱心な方ですので何ら問題ないと私も思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

5番 渡邊 章三 委員

5番 2人の説明を聞くと、土地は継続だろうけども借りる人が変わっていますよね。これはどういうふうになるのですか。

事務局 申し訳ございません。私が資料を見間違えておりました。4月30日で〇〇さんとの貸借を合意解約しているという点を見逃して報告しておりましたので、説明の継続という部分を

訂正させていただければと思います。

5番 追加で、参考までにお尋ねします。(地番)の残りの部分は何か作ってありますか。

推進委員 そこは野菜が作ってありました。誰が作ってるかまでは私には分かりません。以上です。

8番

議長 ほかにご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、4件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、4件目です。次ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する土地は

所在 長与町岡郷 (地番) 地目 畑 面積 321m² 以下2筆
2筆合計 445m²です。

利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は果樹です。期間は、令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間です。新規の契約となります。土地の所在を説明します。9ページをご覧ください。図面の右上に(事業所名)がございます。(事業所名)の南西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

尾崎 勝文 推進委員

推進委員 8番 説明いたします。4月15日、午後2時20分より、水谷会長、崎山委員、山口委員、事務局の山崎さん、竹中さんと私の6名で現地確認を行いました。(使用借入)は、貸主の(使用貸入)の家にお世話になりながら農業大学校等で勉強され、その後(使用貸入)の手伝いをしながら自分でも畑を耕作したいということで、先月も○○さんの園地を借受けられることで確認をしたところでございました。自分としても同じ地区の人間として少しでも力になれないかと情報を聞いているところですが、そのような状況ですのでこの件について何の問題もないと思います。ただ一つ問題があるのが、この借り受ける畑の上が鶏舎で、鶏舎は今伝染病等の影響で立入りが非常に厳しくなっているので、その辺をもう一度(使用貸入)のほうに確認しましたところ、鶏舎を通らなくてもいけるということでしたので、問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

11番 山口 多美子 農業委員

11番 今、尾崎さんが言われたように4月15日に現地確認をしました。(使用借入)は、新規就農者として頑張っておられます。何の問題もないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、5件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、5件目です。次ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は

(氏名) 長与町三根郷（地番）

利用権を設定する者の氏名及び住所は

(氏名) 長与町平木場郷（地番）

利用権を設定する土地は

所在 長与町三根郷（地番） 地目 田 面積 1,792m² です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。期間は、令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間です。平成28年から借り入れており、今回2回目の更新となります。年間の借賃は米〇〇kgです。なお、10aあたりは米〇〇kgとなります。

土地の所在を説明します。11ページをご覧ください。図面右下に（施設名）がございます。（施設名）の北西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員
3番

4月15日午後3時から会長、崎山委員、それから事務局の2名、そして私の5名で確認をいたしました。継続ということもあり何ら問題はないと思います。（賃借人）について、他の借地がなかなか整備不良ということで以前問題になりましたが、この土地に関しては、なかなかいい作物ができていたと思われます。何も問題ないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(举手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第3号議案 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、説明します。第3号議案の1ページをご覧ください。

整理番号 4

利用権を設定する者は

長与町岡郷 (地番) (氏名)

利用権の設定を受ける者は

長与町岡郷 (地番) (氏名)

権利対象の土地は

所在 長与町岡郷 (地番) 地目 畑 面積 1,336m²です。

作物名は果樹。権利の種類は使用貸借です。期間は、令和6年6月10日から令和16年6月9日までの10年間です。新規の契約となります。

土地の所在を説明します。図面の右上に(事業所名)がございます。(事業所名)の西側に位置した、赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

尾崎 勝文 推進委員

推進委員
8番

説明いたします。4月15日の午後、先ほど発表したメンバーでここも同じように確認をいたしました。この園地は約30年間何も手をつけていない園地でしたが、本人たちの手で雑木の伐採、開墾をされ現在みかんの苗木が植えてありました。先ほどと一緒に意欲ある若者ですので問題ないと思います。これからも私も応援していきたいと思っております。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

11番 山口 多美子 農業委員

11番

今、尾崎さんが言われたように4月15日に現地確認をしました。現地はB判定の荒廃地で大きい雑木が生えていたそうですが、それをきちんと改植されて苗木が植えてあり立派な畠になっていました。何の問題もないと思います。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

5番 渡邊 章三 委員

5番

すみません。農地の貸し借りは別にいいと思うんですよ。ただ、前との関連でね、基盤強化法と中間管理とふたつに分かれているわけよね。どちらも新規なんですよ。かたや基盤強化法、こっちは中間管理。これは多分農業委員会に来る前の問題ということなんでしょうけども、ここら辺はなかなか統一できないものなんでしょうか。

事務局

今ご質問がありましたが、基盤強化法で契約できるのは今年度いっぱい迄で、来年度からは中間管理と、そこで契約出来ないものは3条での貸借という形になります。今年度はまだ基盤強化法が使えますので、この件も当初は基盤強化法で進める予定だったんですが、(使用貸人)が経営移譲年金を受給している関係で、このまま貸すとこの方も年金が止まってしまうということでした。県と協議をしたうえで、中間管理を通せば年金を停めずに貸借が可能ということで、今回は中間管理機構を経由した貸借となっております。本来は基盤強化法から中間管理へと移行させていきたいところではありますが、なかなか進んでいないというのが現状です。

議長

他にご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

举手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、要請することに決定いたします

次に行事報告をお願いします。

(令和6年4月行事報告)

最後に5月の日程について事務局からお願いします。

事務局 5月27日（月）9時30分からはいかがでしょうか

(異議なし)

議長 これを持ちまして、本日の総会を終了いたします。